

2024年1月1日発行

新春号  
第76号

## くらしの法律

発行所 富山中央法律事務所

〒930-0074 富山市堀端町1-12 ☎(076)423-2466 FAX 423-0699  
ホームページアドレス (http://www.tomiho.co.jp/)

謹んで新年のお慶びを申し上げます

富山中央法律事務所 所員一同



## 権利はたたかう者の手にある

井上 英夫 (金沢大学名誉教授・いのちのとりで裁判全国アクション共同代表)

明けましておめでとうございます。

昨年は、ウクライナ、ガザ地区と戦禍絶えず、新年を寿ぐ気持ちも失せるような一年でしたが、11月30日に素晴らしいプレゼントがありました。

生活保護は、10年近くにわたって最大10%も引き下げられてきました。この基準引き下げに対し、生活保護法違反、ひいては憲法違反とし、さらに損害賠償を認めた「いのちのとりで裁判」の名古屋高裁判決です。日本はもちろん人類の未来に希望がもてるような全面勝利の画期的判決でした。

西山さんはじめ富山の皆さんには、いのちのとりで裁判へご支援、ご参加いただきました。改めてお礼申し上げます。

判決文は、いのちのとりで裁判全国アクションのホームページで読めます。全文で193ページという力作です。初めて損害賠償で慰謝料1万円を認めたことが何より画期的ですが、178ページ以下の判示部分にエッセンスが詰まっています。是非お読みください。

## 憲法に忠実な判決-人権としての生活保護・社会保障

改めて、憲法25条を見てみましょう。

- 1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

判決は、この条文の文言に忠実に判断し、生活保護を受ける権利は、国・厚労省が言うような生活保護法によって与えられた「権利」ではなく、憲法25条により主権者国民(判決ではこう表現しています)に保障された最高位の権利・基本的人権を具体化したものであるといたします。

とくに、最低限度の生活の保障に止まらず、国に「向上増進」する義務があることを初めて認めたことが重要です。引き下げなど、もつてのほかということなのです。

## 権利はたたかう者の手にある。

この判決は、憲法97条にいう「人権のためのたたかひの成果」に他なりません。たたかひ続けた結果です。生活保護の老齢加算廃止・生存権裁判では、福岡高裁判決を除き全敗でした。いのちのとりで裁判でも2022年5月の熊本地裁判決まで大阪地裁判決を除き全敗でした。

負けても、負けてもたたかひ続けたからこそ、熊本地裁以降連戦連勝で今度の名古屋高裁判決で13勝10敗となりました。

中でも老齢加算福岡訴訟では、結果は敗訴でしたが、最高裁小法廷から、厚労大臣の裁量に対して、統計等との合理的関連性や専門的知見との整合性という枠をはめる大きな成果を引き出し、名古屋高裁判決はそれに従っているのです。

## 「健康で文化的」でなければならない

裁判では、原告自ら生活保護による厳しい生活、特に引き下げが及ぼす影響について裁判官に直接訴えました。これが、裁判官の心を動かしたのでしょうか。引き下げ前の生活保護生活も余裕があったとは言えない、引き下げでさらに苦しく、大変になった、重大な影響を受けたとしています。

そして、ハイライトである「健康で文化的な最低限度の生活」については、次のように言います。憲法25条1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」は、「人が3度の食事ができている」というだけでは、「当面は飢餓や命の危険がなく、生命が維持できているというにすぎず…到底健康で文化的な最低限度の生活であるとは言えない」。

「健康であるためには、基本的な栄養バランスのとれるような食事を行うことが可能であることが必要」である。また、「文化的であるためには、孤立せずに親族間や地域において対人関係をもったり、当然ながら贅沢は許されないとしても、自分なりに何らかの楽しみとなることを行うことなどが可能であることが必要であった」というのです。原告の訴えに正面から応えたと言えるでしょう。

ギリギリの「生存」に縛り付ける「最低限度」生活ではなく、「健康」「文化」に比重を置いています。「健康で文化的」は単なる飾り言葉ではなく、憲法25条1項の文言に忠実に、生活権・健康権・文化権を保障しているといえるでしょう。「最低限度」に引きずられている国、裁判所、そして憲法学等に対して重要な問題提起をしていると思います。

## 精神的苦痛を与えたこと

さらに、損害賠償・慰謝料を認めるにあたって、引き下げで受けた被害を正しく認定しています。「9年以上という長期にわたり強いられ」、「相当の精神的苦痛を受けたもの」であり、「金銭的、経済的な問題の解消によってその全てが解消される性質のものではなく、事後的に本件処分が取り消されたとしても、その間の生活が取り戻されるものでもない」。「処分が取り消されることにより慰謝される部分があるとしても、その全てが慰謝されるとは認めがたい」として、金額は1万円ですが、賠償を認めたものです。

## 人権の砦としての使命を果たす

以上のように血の通った判決ですが、根底に裁判官の行政・厚労省への憤りが感じられます。日本では司法府に対する行政府の優位、行政府の「はしため」とすら揶揄されているような状態が長く続いています。国は、厚生労働大臣に広い裁量権が認められているのであるから、裁判所・裁判官は、口を出すな、という露骨な主張をしてきました。ようやく、裁判・裁判官の独立を守り、主権者たる国民から与えられた違憲審査権を行使し、人権の砦としての使命を果たしています。

## 舞台は最高裁に

舞台は最高裁にうつります。「理はわれにあり」で、勝訴は疑いませんが、油断はなりません。暮れの14日、那覇地裁が名古屋高裁無視の不当判決を出しています。一回りも二回りも大きなたたかひが必要です。法廷内での運動はもちろん、憲法25条(社会保障)と9条(平和)一体となった平和的生存権確立のたたかひを、「燎原の火のように」広げましょう。

社会保障予算削減をストップさせ、生活保護基準の大幅引き上げをかちとった1960年の朝日訴訟一審勝訴判決は、安保反対闘争と一体のものとして展開された「人権のためのたたかひの成果」です。

生活保護・社会保障はもちろん、人権を確立し平和な日本を「現在及び将来の国民に対し犯すことの出来ない永久の権利」(憲法97条)として伝えましょう。

富山地裁のたたかひが非常に大事です。皆さんの引き続いてのご奮闘を宜しくお祈りします。